

令和3年第3回女川町教育委員会会議録

- |    |             |  |
|----|-------------|--|
| 1  | 招集月日        | 令和3年3月25日(木)   |
| 2  | 招集場所        | 女川町生涯学習センター 研修室2   |
| 3  | 出席委員等       | 1番 横井 一彦 委員<br>2番 新福 悦郎 委員<br>3番 中村 たみ子 委員<br>4番 山内 哲哉 委員<br>村上 善司 教育長   |
| 4  | 欠席委員        | なし   |
| 5  | 説明のため出席したもの | 教育総務課長 伊藤 富士子<br>生涯学習課長 中嶋 憲治  |
| 6  | 本委員会の書記     | 教育総務課 課長補佐 今村 等  |
| 7  | 開 会         | 午前10時00分   |
| 8  | 会期の決定       | 会期は本日1日限りといたします。   |
| 9  | 前回会議録の承認    | 教育長 はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りします。<br>すでに配布されておりますが委員の皆様方何かお気づきの点はありませんか。<br>無いようですので、承認とさせていただきます。  |
| 10 | 会議録署名委員の指名  | 教育長 1番 横井 一彦 委員<br>4番 山内 哲哉 委員 よろしくお願いたします。  |
| 11 | 議 事         | 教育長 それでは、5番「議事」に移りたいと思います。<br>はじめに、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」をお諮りします。<br>書記に議案を朗読させます。<br>(議案朗読)<br>教育長 報告第1号は、人事に関する事案ですので、秘密会で審議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。<br>(「異議なし」の声あり)<br>教育長 暫時休憩します。<br>(書記退席)<br>教育長 休憩前の議事を再開します。<br>報告第1号は承認されました。 |

教育長 次に、議案第 10 号「女川町スポーツ推進委員の人事について」をお諮りします。  
書記に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

教育長 議案第 10 号につきましても、人事に関する議案ですので、前議案同様、秘密会にて審議したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

教育長 暫時休憩します。  
(書記退席)

教育長 休憩前の議事を再開します。  
議案第 10 号は、承認されました。  
次に、議案第 11 号「第三次女川町子供読書活動推進計画の策定について」をお諮りします。  
書記に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

教育長 提案理由の説明を求めます。  
生涯学習課長 ただ今、議題となりました議案第 11 号「第三次女川町子供読書活動推進計画の策定について」、ご説明をいたします。  
女川町子供読書活動推進計画は、平成 22 年に家読運動を子供の読書活動の柱として推進する計画となっており、第一次計画を経て、第二次計画に基づき、継続的な課題である不読率の改善を図ることを念頭においた計画となっております。  
それでは、参考資料 1 ということで、黒い背表紙の冊子をご覧くださいと思います。  
まず、1 枚開いていただきまして、目次に沿って内容の説明をいたします。  
1 ページ目になります。  
はじめにとして、村上教育長から、第三次女川町子ども読書活動推進計画策定にあたり、「読書の町」を目指してとして、挨拶文を掲載しております。  
次に、2 ページからになります。  
第 1 章、子供読書活動推進計画の策定にあたって。第 1 節、計画の背景等として、計画の策定経過を記載しており、文科省で平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動推進に関する法律」を施行したことに伴い、翌年、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」を策定し、平成 16 年 3 月には宮城県で「みやぎ子ども読書活動推進計画」を策定しております。

本町では、平成 22 年に「女川町子供読書活動推進計画」を策定し、その後、国、県に合わせて本町も計画を策定してきました。今回、平成 30 年に国、平成 31 年に県が第四次の推進計画を策定しており、その計画と整合性を図りながら、本町も第三次計画を策定するものです。

3、計画の対象及び期間については、乳幼児から高校生までを対象とし、期間は令和 3 年度から 5 年間としております。

第 2 節「子供の読書活動を取り巻く情勢」では、1、子供の読書活動を推進する意義、次のページにいきまして、2、読書活動を取り巻く情勢の変化は、国の施策等を記載し、3、子供の読書活動の現状は、女川町の保育所、小・中学校、女川図書室の活動状況を掲載しております。

4 ページをお開き願います。

4、「第二次女川町子供読書活動推進計画」の成果と課題は、第二次計画を客観的に評価するため、令和 2 年 12 月に町内全小・中学生と保育所を含めた保護者を対象にアンケート調査を実施いたしました。

アンケート調査の結果が、5 ページの(1)に小・中学生対象の考察を記載しており、間の表になりますが、不読率を比較すると、宮城県、全国より高くなっている状況となっております。

(2)は、保護者対象の調査の考察となっております。

5 ページの下が、先程の成果と課題になります。

成果につきましては、①小・中学生ともに読書活動を好む子供の割合が増加している。②中学生の不読率がわずかに減少。③小・中学生の学校図書や町図書室の利用が増加している。

課題といたしましては、①小・中学生の不読率がまだ全国、県平均よりも高く改善が必要である。②保護者の不読率増加を改善し、子供の読書活動へ反映させることが必要。③家読の実施や家読の言葉の理解度も減少したため、啓発や広報活動で関心をもたせることが必要になっております。

子供の不読率は、中学生で改善が見られましたが、保護者の不読率はさらに進んでいました。東日本大震災の影響が仕事環境の変化や経済面にも影を落とし、いまだ心に余裕がないものとうかがえました。

続いて、第 2 章になります。第三次女川町子供読書推進計画の基本方針。1、計画の基本目標といたしまして、女川町の子供たちが読書に親しむための取組を地域社会全体で考え、取り組んでいき、将来、心豊かで住みよい「読書の町女川」をつくります。

また、目標を四角い枠で囲んであります。

女川町の子供が、自主的な読書活動を通じて、夢と高い志をもち、心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けることを目標としております。

次に、2、基本方針といたしましては、三つ、(1)楽しむ読書の推進、(2)調べる読書の推進、(3)考える読書の推進を掲げております。

3、活動方針として、基本目標と基本方針を実現するために、(1)家庭・地域・保育所・学校・図書室での読書活動の推進、(2)子供が読書に親しむための関係と連携・協力の推進、(3)子供読書活動の啓発・広報の推進を定めました。

4、計画の評価として、今回の計画では、数値の目標を設定し、表のとおり、読書への関心、不読率、家読の実施を5年間で、それぞれ1年間に1%ずつで、5%以上の改善を目指すということを目標に掲げております。

9ページの計画の体系については、連携、協力を図で表したのになっております。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

第3章、推進方策です。

1、具体的な施策として、子供の発達段階に応じた取組を掲載しております。

施策といたしましては、施策1、家庭・地域における子供の読書活動の推進といたしまして、①ブックスタートの実施、②よみきかせの普及、③家読運動の推進、④図書ボランティアの育成を挙げております。

施策2といたしましては、町図書室における子供の読書活動の推進といたしまして、①町民が集まる図書室づくり、②利便性のある図書室づくり、③地域に発信する図書室づくり、④家読運動の推進、⑤図書室リーダーの育成を挙げております。

施策3といたしまして、保育所における子供の読書活動の推進として、①読書活動の充実、②よみきかせボランティアの活用、③家読運動の推進を挙げております。

施策4として、小学校における子供の読書活動の推進として、①読書活動の充実、②各教科・領域との関連の充実、③図書委員会による読書活動の推進、④町図書室との連携、⑤家読運動の推進、⑥読書ボランティア等との連携、⑦学校図書室の情報化を挙げております。

施策5、中学校における子供の読書活動の推進につきましても、

同じように、①読書活動の充実、②図書・広報委員会による読書活動の推進、③学習に関わる図書の整備と活用、④小・中学校共有図書室を活用した読書指導の充実、⑤家読運動の推進という形で活動を載せております。

また、以降、資料編としまして、アンケート実施結果と、その下に考察を載せたものを添付する内容となっております。

以上、議案第 11 号「第三次女川町子供読書活動推進計画の策定について」の内容説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等ございませんでしょうか。  
中村委員 9 ページに「計画の体系」がありますが、これは計画の体系の図としてはちょっとどうなのかなと思って拝見させていただきました。

生涯学習課長 「計画の体系」ということで、活動方針は分かりづらい部分もあるのですが、内容的には、家庭、学校・保育所、地域で連携と協力をして進めていく。そこに女川町教育委員会で仕掛け・調整・連携・協力を行っていくという図であります。確かに図の作り方的にはもうちょっと工夫が必要だったのかもしれませんが。そういった内容を表したつもりの体系図になっております。

中村委員 体系となっているので、もっと計画の要素というか、そういうものが入ってこないと体系とは言えないのかなと思います。これは連携の図ですよね。

生涯学習課長 そうですね。

教育長 生涯学習課長、この体系という文言をあとで検討してみましよう。

生涯学習課長 はい。

教育長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 それでは、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 11 号は承認されました。

次に、議案第 12 号「女川町基礎学力充実支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。  
教育総務課長 ただ今、議題となりました議案第 12 号「女川町基礎学力充実支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」、

内容をご説明させていただきます。

本事業は、児童生徒に対し漢検、英検及び数検等の受検を促し、国語、英語及び算数または数学を学習する機会を提供し、基礎学力の充実に努めることを目的に実施しているものでございます。

児童生徒が漢検、英検及び数検等を受検した際の検定料の2分の1を基本的に補助し、目安の学年よりも低い学年で受検するときには、3分の1の額の補助金を交付しているところでございます。今般、受検する級にかかわらず、一律に検定料の3分の2の額を補助することにより、より積極的に受検を促し、基礎学力の定着を図ろうとするものでございます。

なお、就学援助費の給付を認定された際については、これまでどおり、検定料の10分の10の額を補助することに変わりはございません。

それでは、新旧対照表でご説明をさせていただきますので、お手元の参考資料2をご覧くださいと思います。

左側が改正（新）、右側が現行（旧）となります。

まず、第4条は、補助金の額等を規定した条項となっておりますが、アンダーラインの箇所「検定料の2分の1の額とする。ただし、別表に定める目安の学年よりも低い学年で受検するときは、」を削除し、補助金の額は「検定料の3分の2の額とする。」とし、併せて別表を削除するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則として、改正後の訓令は、令和3年4月1日から施行するとしてございます。

以上、要綱の一部改正についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案説明について、ご質問等ございませんでしょうか。  
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第12号は承認されました。

## 12 報告事項

教育長 続きまして、6番「報告事項」に入らせていただきます。  
はじめに、私から報告をさせていただきます。

「教育長報告事項」と「別添資料」、それからもう一部、「宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」の資料、3部を配布させていただきます。よろしくお願いいたします。

「はじめに」というところで、感謝と御礼ということを書かせていただきました。

教育委員の皆様ご承知のとおり、この令和2年度は、校長先生、先生方に大変なご苦勞をかけた1年でした。

1年前を振り返りますと、臨時休業ということで措置が講じられて、春休みに入り、入学式は何とかできたものの、また臨時休業に入るといふ大変厳しい状況でした。

学校は6月からスタートしました。その後、ここにも書いてますが、引越作業、そして落成式と。さらにはまた、コロナの第2波、第3波到来ということで、本当に先生方にはご苦勞をかけたところでございます。

そのような中で一生懸命になって取り組んでいただきまして、何とかここにたどり着くことができました。

改めて教職員の皆様には、「お疲れ様」、「ありがとうございました」といふ言葉で、昨日、校長・教頭会議でお話をさせていただいたところでございます。

教育委員の皆様におかれましても、このコロナ禍の中で、その都度その都度ご指導、ご支援をいただきまして、何とか乗り越えることができました。この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。ありがとうございます。

引き続き、令和3年度もよろしくお願い申し上げます。

2ページに入らせていただきます。

コロナの第3波到来の中で、中学校、そして小学校の卒業式が行われました。教育委員の皆様には大変忙しい中足を運んでいただきましたことに感謝申し上げます。

中学校の卒業式は、ご覧になられたように、生徒さん一人一人、指先まで神経を行き届かせた本当に素晴らしい卒業式でした。送辞も答辞もすばらしく、生涯学習課長が答辞を聞いて思わず涙が出てきたと話されていましたが、まさにこの言葉に代表されるのではないかと思います。

実は、卒業式はここで終わりではなくて、午後に女子生徒1名の卒業式が行われました。会場も全く同じ、同じ流れで、しかも熊谷教頭先生がしおりを新たに作成する中での卒業式でした。本当に感激しました。この生徒のこれからの人生に大きな力になったことと思います。

校長先生をはじめ、先生方の配慮に敬意を表するとともに、昨日、御礼を述べさせていただきました。

それから小学校は、前日に宮城県・仙台市独自の緊急事態宣言が発令される中、予定どおり19日に実施することができました。先生方はもちろんのこと、保護者も子供たちも不安でいっぱいだ

ったと思いますが、予定どおり実施することができたことに改めて感謝申し上げるところでございます。

小学校、中学校とも、この1年間、とにかく新型コロナウイルス感染症対策につきましては愚直に進めてまいりましたので、仮に緊急事態宣言が発令されたといっても、教職員は動じることなく卒業式を挙行することができたと思っております。

校長先生をはじめ、先生方のきめ細かな対応に感謝申し上げます。小学校では、直前の練習でなかなか第6学年のテンションが上がらないというような校長先生のお話もあったのですが、31名、1名は式には出られなかったのですが、後の記念撮影等にはきちんと出席したという報告をいただいておりますが、すばらしいパフォーマンスを見せてくれました。

教育総務課長が体も大きくなったというのでびっくりしたと話されていましたが、まさに体も心も大きく成長したところでございます。

これからいよいよ中学生になるわけでございます。まだまだこの子供たちはやれると思っております。31名のこれからの頑張りを期待しているところでございます。

次に、あれから10年というようなことを書かせていただきました。ここに記したとおりでございます。

町長が最後の庁議で、これからの10年間は、これまでの10年が意義づけられていくというお話をされましたが、真価が問われるのは、教育現場だけではなくて、女川町も同じであるなど感じたところでございます。

4ページに入らせていただきます。

3月11日に、コロナ対策を万全にいたしまして、2年ぶりの追悼式が行われたところでございます。慰霊碑等の参加者も含めまして、延べ1,000人ほどの参加者があったという報告をいただきました。年々参加者は少なくなったとはいえ、私はこの参加者数が問題ではないと思っております。一人一人が「3.11」をどのように捉え、犠牲者や行方不明者の方にどのようなお祈りを捧げるかが大事ではないかと思っております。これからはしっかりとこの「3.11」を胸に刻み、毎日の生活を頑張っていきたいものだと思っております。

最後に、全員合格というようなことを書かせていただきました。今年の高等学校入学者選抜試験は、コロナ禍の中で、今までにないような状況の中での受験でございました。

県立、いわゆる公立の高等学校入学者選抜試験（第一次募集）を





学校は4月9日（金）、中学校は4月8日（木）になっております。第1学期の始業式は、小学校、中学校とも4月8日になっております。

続きまして、中学校関係でございます。

下の方に、東北電力スクールコンサートということで、東北電力の方の紹介でコンサートを開いていただきました。コロナ禍の中ではございましたが、こういうことが開催できたということは大変うれしく思っております。残念ながら私どもは聴くことはできなかったのですが、すばらしいコンサートだったという報告をいただきました。

7ページに入らせていただきます。

在校記録、中学校では、教頭先生や部活動担当で藤岡先生、吉田先生等が80時間を超えておりますが、以前ほど80時間を超える先生は少なくなってきております。これも校長先生、教頭先生方の配慮の賜物かと思っております。この傾向が続くようこれからも見守っていきたいと思っております。

先程お話しました、宮城県公立高等学校入学者選抜（第一次募集）等の合格状況について、「別添資料」の6～7ページに載せております。

7ページは、石巻地区のところを取ったために部分的な載せ方をしておりますが、ご覧になっていただければと思います。

石巻地区では、第一次募集が0.80倍というような状況でございました。年々1倍を切って、0.9倍から0.8倍になっているような状況でございます。

高校名を出して恐縮ですが、石巻高等学校は第二次募集で54名募集しているということで、校長先生にお聞きしましたら、多賀城市とか塩釜市とかから結構来ていて、通学範囲が広がって、いろいろな課題も見えているところですよというようなお話をされておりました。二次募集で何名取ったかは、まだ報告をいただいていませんが、ずいぶん受験の様相も変わってきていると感じ取ったところでございます。

それから、来年度の構想がほぼまとまっております、「別添資料」8ページは、令和3年度の小学校、中学校を併せた学校経営全体構想でございます。

校長先生、教頭先生あるいは関係の先生方にご配慮いただきまして、見て分かりやすいような全体構想にさせていただきました。そこにも「施設一体型小中一貫教育学校」という文言を入れて、このような構想を立てたところでございます。

あとでごゆっくり見ていただきまして、お気づきの点がありましたらご意見等を頂戴できればと思っております。

9 ページが、小中一貫教育の「女川プラン」でございます。これもかなり先生方に吟味していただきました。真ん中辺の「女川生活実学」を全面に出すようにしたプランにしております。

それから、「乗り入れ指導等」については、次にお話させていただきます。

10 ページからは「相互乗り入れ指導」ということで、主に中学校の先生が小学校に行って授業をする指導の仕方でございます。これは、正式には「相互乗り入れ指導」というようなことで、文部科学省で使っている文言を使わせていただいております。

現段階では、英語、外国語活動、図画・工作、音楽、これをまず核としながら、あとは状況に応じて、理科、算数、あるいは特別支援教育の自立活動。それから 11 ページに入りまして、これは随時やれる範囲でということ、小学校教員による中学校への乗り入れということ、道徳、部活動、これは適宜、あるいは学校行事で交流していく。これは令和 2 年度の後半に試行的にもう取り組んでおりまして、それをしっかりと体系化、体制化を図っていきたいと思っております。

若干試行錯誤的なところはございますが、やってみて、あとは学期ごとに反省をしながら、成果と課題を十分に踏まえて、より良いものにしていきたいという報告をいただいております。

11～12 ページにつきましては、いろいろな対応、あるいは配慮事項等を記しております。

また、宮城県教育委員会からの通知なども踏まえたものがここにございます。

「教育長報告事項」に戻りまして、8 ページに入らせていただきます。

令和 3 年第 2 回の女川町議会定例会が 3 月 1 日から 12 日まで行われました。これにつきましては、教育総務課長の資料に詳細に載っておりますので、この場では割愛させていただきます。

宮城県町村教育長会第 3 回役員会が 2 月 15 日に行われたところでございます。

令和 3 年度の体制がほぼ固まりました。

話題提供では、蔵王町教育委員会、文谷教育長先生から「蔵王町の教育」ということで話題提供がございました。この中で小野訓導の動画を見せていただきました。私も小野訓導のことは存じ上げていたのですが、動画で見たのは初めてで、当時のいろいろな

写真もありまして、教育総務課長も一緒に見せてもらったのですが、非常に感動したところでございます。文谷教育長先生には、ぜひ全体の場でもこの動画を紹介してほしいというお話をさせていただきました。

なお、2年間の事務局がやっと終わりました、次に大河原町教育委員会に事務局を引き継ぐことになりました。2年ずつの交代でございますが、教育総務課長には事務局の仕事として本当にお手数のかけたところでございます。5月19日に引き継ぎを行ってまいります。

それから4番目の第10回女川町新型インフルエンザ等感染症対策本部会議では、ここにあるようなことが話し合われました。別添の配布資料で、冒頭申し上げましたが、県の対策本部会議の資料を載せております。

ご覧のように大変厳しい状況になっておりまして、特に仙台市は学校現場も大変なようでございます。何とか収束を願っているところでございます。

県の対策本部会議の資料等につきましては、ぜひお目通しいただければと願っております。

9ページに入らせていただきます。

人事関係では、今日の新聞に載っております。

「別添資料」の14ページから16ページに転出、転入職員を載せております。

14ページは小学校でございます。前回もお話させていただきましたが、校長先生、教頭先生が宮城県教育庁へ異動ということ、以下ここに記されているとおりでございます。

15ページが中学校でございます。中学校は、令和3年度は異動が少なかったです。

16ページは、先程、伊藤教育総務課長から説明がありましたが、割愛の指導主事として山下小学校から田中先生がまいるところでございます。

なお、女川小学校の教頭に就任する高橋章友先生は、初任が女川第一小学校でございました。そして丸森町の金山小学校で被災対応をいたしまして、女川向学館もそこに支援に行ったのですが、渡邊拠点長や芳岡さんとは顔見知りのようで、女川向学館の人も大変喜んでおりました。今後、女川向学館との連携等で力を発揮してくれると期待しているところでございます。

「教育長報告事項」9ページに戻らせていただきます。

2月18日に女川町いじめ問題対策協議会が開催されたところで

ございます。ここで女川小学校、中学校の状況をお話させていただきまして、意見交換を行わせていただきました。今後もしっかり対応してまいりたいと思っております。

それから、校長・教頭会議が行われまして、2月分と3月分の指示事項等を「別添資料」の17～18ページに載せております。ご覧になっていただければと思います。

生涯学習課関係につきましては、あとで生涯学習課長から報告がありますので、省略させていただきます。

その他として、ここにあるようなことがありました。

一番下の小中向連絡協議会では、小楠教育監の尽力もありまして、次年度に向けての方向性等が明確になったところでございます。

「教育長報告事項」の10ページに入ります。

テイラー・アンダーソン記念基金様、石巻市内で震災のときにALTの先生が亡くなられて、その先生を偲ぶ基金があるのですが、そこから本棚をいただいたところでございます。新聞にも取り上げていただきました。大変ありがたいと思っております。東京から駐米大使を経験された方とかがいらっしやいまして、ありがたいなと思ったところでございます。

それから、女川向学館旧女川第一小学校感謝式、山内委員にもオンラインで出演していただきまして、当時のTシャツなども見せていただきまして本当に懐かしく思ったのですが、改めてこの10年の歳月を感じたひと時でございました。そして、これまでの女川向学館の歩みに敬意と感謝を申し上げるところでございます。あっという間の10年間でしたが、本当にいろいろなご支援を賜りましたことに、改めてこの場をお借りしまして感謝を申し上げるところでございます。

以下、ここに書いてあるとおりでございまして、「別添資料」21ページの女川町行政組織機構図(案)でございしますが、簡単に言えば、復興推進課、これまで復興の核となっていた課でございしますが、その課がなくなったということでございます。

私からの報告は以上でございます。

続いて、教育総務課長から報告させます。

教育総務課長

「教育総務課報告・連絡事項」ということでご報告をさせていただきます。

お手元にA4判の縦2枚ものをお配りしてございます。そちらからご説明させていただきます。

まず、大項目1、日程関係でございます。

教育長の報告と重複する部分につきましては、一部割愛をさせて

いただきます。

まず、実施済みといたしまして、(2)小・中学校卒業式がございました。3月6日(土)中学校、3月19日(金)小学校ということで、教育委員の皆様方にはお忙しい中ご出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

それから、(4)町議会の3月定例会になります。

会期は3月1日(月)から12日(金)までございました。

内容につきましては、行政報告、建設課案件が1件。一般質問は8人18件ございました。

本課関連といたしまして、木村公雄議員から「女川町総合計画2019の改定について」ということで、実施計画のうち最も重要な変更を要する事項と表現文字の訂正についてというご質問がございました。教育長からご答弁をいただいております。

それから、補正予算ということで11件ございました。本課所管の分につきましても、主に予算は精算的な補正ということで計上をいたしまして、議決をいただいております。

それから、一般議案は19件ございました。

本課関連といたしましては、先の教育委員会でご承認をいただきました、特別職の職員、これは学校医の報酬でございますが、非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定。それから、女川町子どもの心のケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について。これは、旧女川第一小学校から地域福祉センターへの移転に伴います所在地変更の条例改正となっております。それから、女川町学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてということで、3件議決をいただいております。

学校給食運営審議会条例につきましては、小・中学校の校長先生が1名体制になるということ。それから、これまでは小学校と中学校のPTA会長がこの委員会の委員ということになっておりましたが、PTA会長から推薦のあった保護者の方ということで改正をさせていただき、学識経験者を、これまで2名だったものを3名にさせていただく内容となっております。

それから、令和3年度の各種会計予算審議ということで、一般会計をはじめ、特別会計等9件ございました。

本課関連といたしまして、質疑は、いじめ問題、緊急スクールカウンセラー等支援事業、女川向学館事業、奨学金、スクールバス運行経費など、多岐にわたるご質問をいただいております。

それから、常任委員会閉会中の所管事務の継続調査の件といたし

まして、産業教育常任委員会が産業関係の案件となっておりまして、産業教育常任委員会が産業関係の案件となっております。

そのほか、発議案といたしまして4件ほどございました。

次に、(5)第2回奨学生選考委員会が3月17日(水)に行われております。奨学生選考委員である山内教育委員にご出席をいただいております。また後ほど詳細はご報告をさせていただきます。

次に、実施予定といたしまして、(1)令和3年3月末退職・転任教職員離任式を、来たる3月30日(火)午後1時30分から生涯学習センターのホールで執り行う予定としております。年度末のお忙しい中とは存じますが、教育委員さん方のご出席をよろしくお願いいたします。

次に、2ページ目になります。

(2)です。町長訓示と町職員4月1日付けの人事異動辞令交付が4月1日(木)にございます。

(3)令和3年度小・中学校教職員着任式を4月5日(月)午後1時30分から生涯学習センターホールで行いたいと思います。こちらにつきましても、教育委員さん方のご出席をよろしくお願いいたします。

(4)小・中学校「入学式」について、4月8日(木)中学校、4月9日(金)小学校とございます。よろしくお願い申し上げます。大項目2、その他になります。

学校支援といたしまして、公益社団法人宮城県トラック協会石巻支部青年部会様から、女川小学校の児童に対し、文具セット40セットのご寄贈をいただいております。

一般事項といたしまして、(1)3月17日(水)に開催いたしました、女川町奨学生選考(第2回目)選考結果についてでございます。申し込みが4名ございました。専門学校への進学1名、大学進学が3名でございます。大変優秀な学生4名ございました。選考結果につきましては、全員を奨学生として推薦することで決定をいたしております。

第1回目の2月8日(月)と第2回目3月17日(水)の開催を合わせますと、令和3年度の新規の奨学生の貸付者は全部で7名ということで決定をさせていただいております。

それから、(2)です。令和3年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」、これは国で行いますということでございます。本町の小・中学校も参加ということで手を挙げさせていただきまして、小学校は第5学年・第6学年の算数、中

生涯学習課長

学校は第1学年から第3学年の理科で参加校ということで決定したところでございます。

私からは、以上です。

続いて、生涯学習課長から報告させます。

それでは、「生涯学習課報告・連絡事項」ということで、資料をご覧くださいと思います。

まず、1番目です。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策といたしまして、国の緊急事態宣言が解除になりましたが、宮城県から発令されております。現在の対応といたしましては、人数制限等は変更はなく、今までの対応を継続する形。ただし、感染症対策の消毒、マスクの着用、密集、密接を避けた利用を徹底して継続していくこととなります。

2番、社会教育施設に係る整備工事・改修工事です。

(仮称)清水公園グラウンド整備工事、通称が女川スタジアムになりますが、こちらは3月31日(水)の工期になっておりますが、ほぼ完成しております。昨日、中間完成検査という部分的な完成検査も行っております。最終的な完成検査は3月31日(水)に行う予定です。

女川町町民野球場復旧・改修工事になります。こちら工期は3月31日(水)ですが、すでに完了しております。3月19日(金)に完成検査を完了しております。

次に、指定文化財保存展示施設整備工事、こちらもすでに完了しております。

後ろに写真を添付してございますので、あとでご確認をお願いしたいと思います。

3番、第2回(3月)定例議会。先程、教育総務課長からも報告がありました。生涯学習課に係る分につきましては、一般質問が1件、「スポーツ観光の再生について」ということで質問がありました。

4番、すばらしい女川を創る協議会見守り運動ということで、下校時間に合わせまして見守り運動をしております。3月10日(水)に実施いたしました。

令和3年度につきましても同じように毎月第2水曜日に、見守り運動を月に1度実施する予定です。

5番、令和2年度女川町プラットフォーム事業の実施状況です。(1)学校支援ということで、令和2年度に実施、または実施できなかった部分ということで項目を載せております。

4月、5月、6月は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言があ



りまして事業の実施が難しかったところがありますが、7月、8月からは事業を実施することができて、このような人数となりました。潮活動なども実施することができました。

続きまして、次のページから実施事業で、(2)家庭教育支援で、①親子アドベンチャークラブ。カヌー体験を計画しましたが、8月は難しいということで、10月に黒森山の登山を実施しました。②家庭教育学級、③おかあさん学級。

次のページの(3)地域支援では、①まなびっこ。②門松づくり教室は、震災前に実施していたのですが、震災後初の門松づくりを実施いたしました。

(4)放課後子供教室は、プレオープン的に実施しております。次ページにありますように、参加延べ人数が1,139人、講師は延べで125人のご協力をいただいて実施いたしました。

枠の中にありますが、高清水社会教育主事に頑張ってくださいまして、女川町プラットフォーム事業を、学校、その他、地域の方々にご協力をいただいて実施してまいりました。これからも協力をいただきながら取り組んでまいります。

6番、その他の事業です。

①青少年教育ということで、ジュニア・リーダーを載せております。3番目のジュニア・リーダー上級研修ということで、女川町ではしばらく上級の研修が行われてきませんでした。こちらに本年度、高校生2名が参加して上級研修を修了しております。

②図書事業で、子供司書養成講座。こちらは何度かご報告させていただいておりますが、10名の参加で実施しております。来年度もまた公募を行い、養成講座を実施していきます。

7番、次年度に向けてということで、震災から10年が経過して事業を見直すこととなっておりますが、今の事業を引き継ぎながら、いろいろと充実させていくという形になります。「行ってみっぺし!!」という講座が開講されましたが、これがかなり評判がよくて、こちらを厳選して、また内容を充実させながら実施するという形を考えております。

次のページに、先程の施工状況の写真を載せておりまして、最終ページには、「3月実施事業4月実施予定一覧表」を添付しております。

別に2枚の写真を添付しております。

これにつきましては、倉庫と書かれた赤枠で囲んであるところですが、ここが仮設の消防庁舎があった場所でございます。このたび消防署が新しく完成いたしまして、こちらの車庫や倉庫が不要

になりました。立地条件もこちらの敷地内ということで、こちらの倉庫を、仮設だったのですが、建築確認を取りまして本設にいたしまして利用するというので、財産の取得とさせていただく運びになりました。

ただし、2階建ての仮設の消防署につきましては、仮設ということで、それを本設の建設確認を取るためにはかなりの費用がかかります。

写真2枚目のシャッターの倉庫と備蓄倉庫につきましては、倉庫扱いということで、経費をあまり掛けずに本設に変更できるということで東部土木事務所の建築確認が取れますので、こちらを仮設から本設扱いにして、教育財産の取得にするという形にして、今後、備品などを入れて使用することにしております。

以上、報告とさせていただきます。

教育長 報告は、以上でございます。

委員の皆様、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

中村委員 施設一体型の小中一貫教育学校ということで、それにおける相互乗り入れ指導のことをお伺いしたいと思います。新年度、校長一人体制になることとか、あるいは施設一体型というメリットを活かして教員の専門性を活かした指導体制を組むということで、大変素晴らしいことだと思うのですが、兼務発令ありというのと、ない場合、それから教員の負担感等の心配はないのかというようなことをお伺いしたいと思います。

教育長 これについては、まず、最初は全員を兼務発令、塩釜市立浦戸小・中学校のようにするというような考えもあったのですが、教育事務所といろいろな話し合いをした結果、授業を確実にここここで行う教員に兼務発令をするというようなことを確認いたしましたので、確実に年間を通して行い、しかも、しっかりと評価するその部分についてまず兼務発令を出そうと。

それから、兼務発令なしというのは、必ず両方の先生がいて、今までもやってきているのですが、一番分かりやすいのは、例えば部活動の指導などは必ず小学校と中学校の先生がいて、そのような場合は、定期的に行うのは別にしましても、兼務発令の大原則は授業が一番でございますので、それは同じ敷地内にあるというようなことで、その辺はあと、今、中村委員がおっしゃった、教員に負担感がなければ、校長の権限でそれは可能であると。

一番私が心配しているのは、負担感なのです。それについては、中学校の先生で持ち時数が少ない先生にここまでだったらいいよというものをまず示してもらいました。そして、例えばご存じの

ように、技術科、家庭科とかはもちろんほかの先生が来ているのでできないのですが、音楽は今非常に持ち時数が少ないので、その先生が、持ち時数が少ないから中学校の持っている時間以上を保持したりしてはまずいので、せいぜい月に1回か2回くらいというようなお話をしまして、こちらでまず案を出しまして、それを踏まえて、最終的に小学校、中学校で相談して、まずここまでやってみたのです。

あと第1学期中に試行してみて、やはり負担感があるとか、あるいはもう少しできるというようなことが出てくると思います。その都度その都度修正しても構わないというようなことも確認しておりますので、若干試行錯誤的なところはあるのですが、負担感があっては元も子もないので、そこは、ご存じのように小学校と中学校の文化の違いというようなこともあるので、その辺を配慮しながら、半年ある程度やっているのです、それを踏まえてこのような形にさせてもらいました。

ご指摘は十分配慮しながらやっていきたいと思っております。

誰彼構わずやるとかそういうことではなくて、一番は、可能な限り、そしてそれがずっと続けられるようにしていきたいと思っております。

やがて小学校は専科制が出てまいります。それとの兼ね合いもありますので、それらも見据えながら、先生方に負担感が、一緒になったから必ずこれをやらなくてはならないというような意識ではなくて、やはり所期の目的である専門性を活かしたすばらしい授業の展開ということで、そこはずっと継続できるような体制というものを大原則にしております。

中村委員 なかなかその教員そのものの持ち味というか、そういうものも活かせる部分は、人材配当においては出てくるのかとは思いますが、またその先生方がいらっしゃらなくなった時に、その教科とか、あるいは部活動の場面で同じようなことができるかという今後のことも考えていかなくてはいけないのかなと思うんですね。

教育長 先生方によっても変わるというようなことは当然出てくるのですが、ですからそこを毎時間やったのでは、それは大変なので、それは先生が替わってもできるようなシステムをつくっているつもりでございます。

あと、中学校に理科が非常に得意な先生が来たとか、そういう場合にはまたそういう場合で変わってくるとは思いますが、いずれにいたしましても、只今話しましたように、ずっと続くような体制をつくっていかないと、女川小・中学校に行くと必ず乗り入れ指

導をしなくてはならないというようなイメージを持たれても困るのですが、ただ、せっかく一緒にやっているのだから、そういう良さというものは取り入れていきたいと思っております。それを一番大きな目玉にもしたいと思っておりますので、そこは先進校のいろいろな視察をしたものを踏まえた結果、まずは初年度、今日提案したような形でやってみよう、それを変えながらやっていこうというような形でやらせていただいております。

ただ、やってみて、やはり音楽とか、中学校の教頭先生が美術の先生なので、小学校で2時間続けてやったら、小学校の先生方が非常に勉強になったということもありますので、そういうところは定期的に行っていきたいと思っております。

それから、随時やるものとしては、音楽とか、英語とか。ただ、英語は持ち時間と絡みがありますので、そこは月に1回とか2回という形で行わせていただきたいと思いますと思っております。

十分配慮をしながらこれをやっていかななくてはならないのですが、一方で、これも一つの特色にしていきたいのです。今回も人事異動で小学校から英語ができる先生なども、いただいたものから、逆のパターンもあるのかなとか考えております。

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

新福委員 関連してですが、校長一人体制になって学校の運営というのは大きく変わっていくと思うのですが、特に一般的には副校長、教頭先生という感じで組織的にやっていくという感じですが、女川小・中学校の場合は教頭先生が二人いるという中で、どういう形で運営をスムーズにやっていくのか。教頭先生も甲乙つけてやっていくのか、それとも小学校、中学校という感じで分けてやっていくのか。どのようにお考えなのかなというふうに思いました。

教育長 これは非常に明快でございまして、小学校の教頭先生は小学校、中学校の教頭先生は中学校のことをやると。そして、教頭先生がある程度学校を運営するくらいの気持ちでやってほしいというようなことで今話しています。ただ、校長一人体制というのは、特別支援学校では小学部、中学部、高等部があって、三つのところを一人でやっている校長もあります。それはあくまでも小学部、中学部、部という体制なのです。学校になりますと、やはり学校が一つになるのですが、児童生徒が300人程度の規模、そして教職員が50人という学校規模は十分校長一人で、小学校と中学校の量はあるのですが、私はやっていけると踏んでおります。そういう校長先生をお呼びして学校経営に当たっていただくので

すが、もうすでに話しておりますが、両教頭先生がまず中心になって動いて、あとは校長先生が全体を見通すと。そしてそこに小学校と中学校の一貫性とか、そういうものをチェックしてほしいということで今お話しております。

幸い、堅い岩が出て開校が8月になってしまったと。これが年度当初からだ一人校長というのは、あまり経験がないので、初めて小学校、中学校の二つの学校の校長となるとちょっとやはり抵抗があるなと思ったのですが、幸か不幸か半年間一緒に校長がいたので、これは大きかったなと伊藤校長先生も言っていますが、小学校の動きなども見る事ができた。そして、これからいよいよ4月からスタートするという時に非常に参考になったと話しております。

結果的によかったなと思っておりますので、確かに量的なことは多いかもしれませんが、そこは校内体制をどうつくるかであって、これはすでに話し合い等もやっております、伊藤校長先生は十分これはやっていけると見ておるところでございます。

そのあとをどうするのかということも当然ありますが、当然、両方を経営できるような方を宮城県教育委員会にお願いする、あるいは、豊里小・中学校、あるいは閑上義務教育学校などを経験している方を呼ぶというようなことも一つの人事の手法だとは思いますが、それらも含めて、次期校長、次の校長までは構想は練っているところでございます。

新福委員 将来的には、新任校長ではなくて、やはりキャリアがある人でないと。

教育長 いや、人ですね。新任とかそういうことはあまり関係ないと思います。校長になれば、新任であれ何であれ、どのような状況であれやらなくてはならないので。やはり人、そういうことを経験している人とか、あるいはここを知っている人とか、そういう方になろうかと思えます。

ただ、県内でも、義務教育学校は、副校長がいて教頭先生が一人なのです。本町では義務教育学校にはもちろんしなかったもので、副校長はもらえないのですが、教頭は二人は必ずいますので、校長が兼務という形にしました。

この辺は、どちらがいいのかは難しいところございまして、本町では義務教育学校という形はとらないということだったので、そのような体制をしいております。

あと、県内では色麻小・中学校や豊里小・中学校では兼務でやっていますし、小中一貫教育はしていないのですが、雄勝小・中学

校も校長先生一人でやっていますので、それらの学校との連携などをしっかりとしていきたいと思っております。

新福委員 教頭先生の関係はフラットでという感じでやっていくということですね。

教育長 教頭先生というのは、大きい学校では教頭先生二人は当たり前でございまして、特別支援学校では3人くらいいますので、そこを学部で見たりするような体制などを組んでおりまして、小学校は小学校の教頭先生、中学校は中学校の教頭先生と、従来どおりの形になろうかと思えます。

新福委員 分かりました。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

山内委員 私も学校のことについてなのですが、今資料などを見させていただきながら、話も聞いて、小・中学校の乗り入れ指導というものを実施しているところだとは思いますが、そのメリットをうまく活かすという意味で、施設一体型小中一貫教育学校の特徴を活かしていくというところですが、PTAの役員数名で時々話に出ていたのが、学校行事の運動会、文化祭等を一緒にやるというのはどうなのだろうか。不可能なのだろうか。一緒にやるメリットのほうが大きいのではないかとということを我々の中で話していたのですが、その辺はどのようにお考えなのかということをお聞かせ願いたいと思えます。

教育長 これは、一緒になったから運動会を一緒にやらなければならないということは全くないとはよく話しております。その行事の特性や、あるいは女川の伝統的なものがございまして、来年度は、運動会は別、文化祭は合同でやるこのように決めております。

これは現場の先生方の意見を尊重していかなければならないので、そこは柔軟にやっていかなければならないと思えます。

これが義務教育学校となると、全部一緒なのです。そういう教育課程上なっていますが、ただ、義務教育学校だからといって分けてやってはだめだということはないのです。そこは柔軟に対応していかななくてはならないし、それぞれの地域、子供たちの実態に合ったやり方をやっていきますので、これから必ず運動会は別々にやるのか、文化祭は一緒だというわけではないのですが、昨年度やってみて運動会は別のほうがいいねというような先生方の意見も多かったもので、そこは現場の声をまずは尊重して、校長先生のご判断に任せようかなと思っているところでございます。

ただ、柔軟にそこは対応していきたいと思っております。

どちらがメリットがあるのかというのは、まさに山内委員おっし

やるように、どちらにもメリット・デメリットがあるので、そこを女川がどちらを取るかだと、校長先生方がどのように判断されるかだと思います。別に早川校長先生と伊藤校長先生の考え方が違うというわけではなくて、一人校長になるのでその辺の判断は委ねたいと思っております。

ありがとうございます。

山内委員

メリット・デメリットというところとちょっと聞こえもよくないのかなと思ったりもするのですが、ある方の話では、何か一つのイベント、祭り事みたいな感じに、小学校と中学校の運動会と町民運動会もひとまとめにしたようなものと、それにプラス商工会のお祭りみたいなものも同じような感じにして、盛大に運動会をやったあとにみんなで商工会へ行って、商工会のお祭りもそこでやっているような感じの、町を挙げてのイベントの日みたいなものとして行えれば、いろいろな意味で面白さが出る、町としての特徴も出るのではないかという話を聞いた時に、すごくいいアイデアだなと思いながら聞いていたものですから。

教育長

そこは、以前に議論をしたのです。運動会を町民運動会と一緒にやったらどうなのか。ただ、そういうことを先行してやっているところや、地域の小さい小学校と言ったら失礼ですが、丸森町ではやっているのですが、では本町で町民運動会までやれるかといったら、まず運動会というのは学校行事ですから、教育課程の中に位置付けられていたものですから、達成しなければならないねらいというものが違ってくると思うんですね。それで運動会は一緒にしないということです。

あと町民ミニ運動会というものをやったのですが、そこには子供たちはもちろん参加させると。では一緒にやったほうがいいのではないかという議論もしたのですが、ねらいというか、その位置付けというか、そういうものが違うのではないかと。

町でそういうフェスティバルをやるとなった時に、では運動会部分のどこをそのフェスティバルでやるかということになると思うのですが、そうすると運動会という体育的行事は別にまた当然やらなければならないという形になってもおかしいよねということで、この辺も議論をしました。

町でそういうフェスティバルをやる時に子供を参加させることについてはやぶさかではないのですが、あまりにも土曜日、日曜日に子供たちに出てください、出てくださいと。ましてや今度は一つになるので、子供たちの土曜日、日曜日の休みがなくなるというようなこともあって、そこは少し所期の目的とは違うのではな

いかということで、やはり学校行事として位置付けようということで対応したと。そこは非常に議論の難しいところでございます。ただ、本当に失礼ですが、小さい小学校で6人とか7人しかいないところで、6人だけで運動会というのはないだろうと。そういう時こそ村民運動会とか町民運動会の中に参加するのはいいだろうと。ただ、少なくとも女川町の場合は200人、100人の児童生徒がいるので、これはやはり教育課程に位置付けられるやり方ではないのではないかというような5年くらい前に一回議論したことはございました。

あと小中一貫教育学校になったら、一緒に開催するかどうかは、それは現場の判断にしようということで、やっとここでスタートが切れたという状況でございました。

ただ、そういう考えを全く否定しているのではありません。大事な考えだとは思いますが、その時にどういう参加形式があるか。一方で、ご存じのように教育課程というのが今本当に厳しい状況になっているので、その辺を見定めていかなければならないのかなとは思っておりますが、本当に言われるんです。それは毎年言われます。もう少し様子を見させてくださいとか、もう少し一緒にやらせてくださいとか、そういう返事をさせてもらっています。たまたまその件に関して熱い考えを持っている人が身近にいるもので、某次期PTA会長、今やっている現会長なのですが、その方がすごくその件に関しては熱く語ってくるので、そうですねなんていう話をよくしていたので。

山内委員

中村委員

学校行事も、あくまでも教育課程の一部なんですよね。授業なので、教育の目的とか目標というものが明確にあるものでやっていくわけなので、だから、それまでの教育活動の発表の場であったり成果の発表の場であったりという一つの、行事はお祭りという感じではないんですよね。授業そのものと考えていただければ。だから、その授業をどのように発表していくか、あるいは地域の行事と絡ませていくかとなると、また学校ではそのねらいや目標などもきちんと吟味してやっていかななくてはならない。あくまでもそこは守っていかなければならない一つの教育課程なのです。今の状況で、もしそういうことになると、先期中村委員から乗り入れ指導の負担感ということがあったのですが、何もかも来ているような状況なので、また違ってくるような感じはします。非常にこれは難しい問題なのですが。

教育長

以前は秋刀魚収穫祭に参加させていたのですが、保護者から、毎週行っていると。スポ少にも行けないという意見も出たのです。



これはおかしいだろうということで、自由参加にしたら全然見栄えもしなかったとか、そういうことがありました。だから例えば町民ミニ運動会の時は、授業日にしました。そして参加させるというようなことにしました。いろいろ試行錯誤はしてきました。ありがとうございます。

山内委員 すみません。長くなって恐縮ですが、1点、現状の課題としてお話させていただきたいです。

私、今、上区に住んでいるのですが、隣の区の保護者の方からご相談を受けまして、その区に小学校新第1学年生が5人いるということだったのですが、その上の小学校の学年がほとんどいないと。数人しか。集団登校に対して懸念されていて、できれば中学生にもお願いできればと。

今年度に関しては、たまたまというか、偶然にも小学校新第1学年も休校ではありましたが、8月という形である程度学校に慣れてからの徒歩通学になりましたが、新年度の第1学年に関しては4月からになるので、やはり保護者の方の不安がすごく大きいみたいなんですよね。そういうことが私の地区ではあるので、イコールほかのところでもそういう問題点を抱えているところがあるのではないかと。

P T Aの役員をやっていた時代も、ちょうど私がやっている時代が徒歩通学開始の前だったので、徒歩通学に対する集団登校をどういうふうに学校側から促していくかとかお願いしていくかという話を、すごく校長先生などと話をさせてもらったことを覚えているのですが、やはり学校側のスタンスというか、学校側としてはこういう形で学校側からやってということは言えないしと。それは子供会で主体的に、自主的に、自発的にやっていただくものでありたいというふうなところもあるので、周りの保護者のお母さんたちが奔走しながら苦勞している姿を今回目にしたので、ほかの区域もしかりだろうとか、あと朝の声がけなども、より一層皆さんの力をお借りして、せめて1学期くらいまでとか、ゴールデンウイーク過ぎくらいまでは何かしらの手を打っていければいいかなということをやっと思ったところなので、この場でお話をさせていただきました。

教育長 これは、これからいくつか出てくるケースかと思っております。ただ、原則、集団登校は強制でも何でもないし、山内委員おっしゃったように、今、子供会というのはあまりいないのですが、保護者の判断等に委ねているのですが、だからといって学校がどうぞそちらでちゃんと相談してくださいというわけにもいかないの

	<p>で、そこはあと学校に相談していただいて、例えば隣の地区の高学年が行くとか、中学生となるとまた違ってくるのかなと思いますので、とりあえず学校と相談して、最終的にはもちろんそれぞれの区での判断になるのですが、まずは学校に相談してみるということで、教育総務課長、どうでしょうか。</p>
教育総務課長	隣の区はちなみに何区になりますか。
山内委員	西区です。5人入ると言っていたんですよね。上から下に、オイデ釣具店のところを下りてきて、あの辺はうちの子供とか、あと、うちの子供と一緒に通っている中学生の子供たちがオイデ釣具店の辺りで集合して、セブンイレブンのところの交通量の多い2本の道路を渡るまで一緒に行くという形の手はずを取るようにしたので、多分その辺は難しいのだろうなと思っていました。
教育長	早速校長に話しまして。（「すみません。ありがとうございます」の声あり）強制とかそういうことではないのですが、何よりも管理下なので、家を一步出ると学校の管理下になるので、そこは、例えばおっしゃったとおりに連休までこうするとか、あるいは近くの区の人が行くとか、そこは学校でできないことではないので、早速これはご相談させていただきます。
山内委員	ありがとうございます。私もできる限り、横断するところまで見届けるとかというようなことは、できる限りやってみたいと思っていますので。
教育長	いつも私、稲井小学校の例を出すのですが、私あそこの交差点を来ているのですが、生協の大橋店から北に橋を渡って、あの近辺のところから第1学年生が二人歩いてきたんです、昨年あたりから。大丈夫かなと思って見ていたのですが、第2学年、第3学年になると何も心配はないのですが、最初の頃は、どうしても保護者とかと一緒に来ている光景をよく見たのです。本町もやがてこういうこともあるのかなと思いつつも、よく見ていたのですが、やはり安全・安心が第一なので、これは急いで対応させていただきます。今後も出てこないとも限らないので。
	あと、浦宿のほうは歩道橋が完成しました。これまではバスでよかったのですが、いろいろ教育総務課長にも対応してもらったのですが、いろいろなケースが出てくると思うので、本来これは家庭のこととは言え、くどいようですが管理下なので、学校と相談しながらやらせていただきたいと思います。
	ありがとうございます。
	ほかにございませんでしょうか。
	（発言なし）

13 その他

教育長

次に、7番「その他」に入ります。

その他、事務局からございませんか。

教育総務課長

久しぶりに石巻警察署から情報提供がありましたので、ご報告をさせていただきます。

男子小学生に対する声かけ事案ということで、ご報告をいたします。3月16日（火）午前7時10分頃、石巻市広瀬柏木前地内の路上で、車に乗った男が登校途中の男子小学生に「今から学校に行くから乗っていかない」と声をかける事案が発生しております。男性の特徴は、年齢が30～40歳、青色の乗用車との報告を石巻警察署県民安全対策課からございました。

石巻警察署から事件を目撃した際はすぐに110番通報するように依頼が入っております。

なお、小・中学校にはこれらの情報を提供しております。

以上でございます。

教育長

ただ今、登校のお話が出たばかりでございますが、最近なくなってきたかなと正直ほっとしていたところですが、やはり気が抜けないなと思ったところでございます。

ほかに、「その他」でございませんか。

（「はい」の声あり）

教育長

それでは、来月の日程を組ませていただきたいと思います。

〔4月23日（金）午前10時からということで調整〕

教育長

23日金曜日ということで組ませていただきます。

それでは、令和3年第3回教育委員会は、これで終了させていただきます。

14 閉 会

午前11時34分

15 本委員会の議決

の次第は、次のとおりであります。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」（承認）

議案第10号「女川町スポーツ推進委員の人事について」（承認）

議案第11号「第三次女川町子供読書活動推進計画の策定について」（承認）

議案第12号「女川町基礎学力充実支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」（承認）

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

教育総務課 課長補佐 今村 等

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和3年4月23日

会議録署名委員

1 番委員 .....

4 番委員 .....